

徳島県情報公開審査会答申第113号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年6月22日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「東部県土整備局鳴門庁舎に有る台船の耐用年数を想定した塗装外板の必要な性能を記載した根拠が記入されている台船設計時の設計計算書」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成22年6月30日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成22年7月7日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年7月13日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成22年6月30日付け東土第30305号により異議申立人に対して行った「公文書公開請求拒否決定通知書を取り消す」との決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 港湾法37条1項に基づく許可申請をした。港湾課より、申請書に追加書類として、補正を求められた。補正に求められた書類を我々は、国交省・造船所に照会し

たが、港湾課に求められた「設計計算書」は存在しない。

情報公開で公文書公開請求をした。平成21年5月28日付け「港振第68号」を頂いた。

このことについて、港湾課は補正を求めた、審査基準を開示し、根拠と理由を詳しく説明し、求める補正書の理由を明らかにすべきである。

- (2) 情報公開請求に対し、公文書があるなしの返事でなく、我々は、徳島県に、書類が必要か不必要かの判断を求めたものである。

港湾課が合理的な裁量に基づき決定した審査基準であれば、書類のあるなしに係らず、決定した審査基準について、合理的に具体的に、説明責任を果たすべきである。

- (3) (一部省略)

現在、港湾課が我々に要求する審査基準は平成12年8月1日施行の審査基準である。

審査基準(3) 港湾区域及び港湾隣接区域内の工事等の許可を受けようとする者の行為が以下の条件を満たしていること。

③ 工作物を設置する場合、安全な構造であること。

上記を基に、港湾課は台船(釣り筏)の耐用年数(廃棄又はメンテナンスが必要となるまでの期間)を想定し、塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている台船(釣り筏)設計時の設計計算書が必要であるが申請書に添付されていないとした。

上記、「安全な構造であること。」について、我々は、港湾課に合理的な説明を求めた。港湾課は何度尋ねても答えて頂けない。

平成19年11月26日、占用許可申請書の附帯書類として、安全な構造であることについて、平成15年8月5日に鳴門土木事務所主幹から指示された台船建造に必要な全ての書類を提出した。

平成20年1月11日、鳴門土木事務所で協議を持った。主幹に過去の〇〇してほしい。今日から前向きに協議をいたします。

平成20年7月、港湾課より、突然、今回の許可に公定力が成立したと説明を受ける。

平成20年11月3日、引き続き港湾区域内の水域(公共空地)占用許可申請書を提出した。港湾課より補正を求められた。補正の内容は、審査基準上記「③の条件です。」港湾課の要求する書類は存在しない。

港湾課は、一般社会に存在しない書類を、わざわざ考えて県民に過酷な条件を審査基準と称して要求することは間違っている。

- (4) 県が求める「設計計算書」は、世の中に無い書類である。情報公開請求したが、

県にも無いと言っている。海運局・造船所に行っても無い。役人が文書を書くと存在すると思う。無いものは提出できない。世の中に無い書類を、役所で協議して作り、それにより不許可にするという考え方は間違っている。

- (5) 設計計算書は、県の役人が後で考えたものである。後で提出しろと言うから。無いと言っている。構造計算とか、公になっている書類は、すべて提出している。間違いではないかと聞いても、間違いではないと言う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

平成22年6月22日付けで異議申立人から出された「東部県土整備局鳴門庁舎に有る台船の耐用年数を想定した塗装外板の必要な性能を記載した根拠が記入されている台船設計時の設計計算書」の公文書公開請求に対し、現に本件請求に係る公文書を保有していないため公文書公開請求拒否決定処分を行った。

この度の異議申立人の主張は、本件処分について、取り消すとの決定を求めるというものである。

2 本件処分の理由等について

- (1) 本件処分の根拠について

条例第7条第2号に該当するため、公開請求を拒否したものである。

- (2) 本件処分の理由について

実施機関は、本件請求に係る公文書を保有しておらず、公開請求を拒否したものである。

なお、異議申立人が異議申立書において、「港湾課は補正を求めた、審査基準を開示し、根拠と理由を詳しく説明し。求める補正書の理由を明らかにすべきです。」と主張しているため、本件処分の妥当性とは全く関連性がないと考えられるが、念のために以下のとおり説明する。

〇〇協同組合は、平成20年10月6日、港湾法37条1項の規定に基づき、〇〇港港湾区域内の水域占用許可申請を行った。港湾法37条1項の港湾区域内の水域占用許可に係る審査基準に「工作物等を設置する場合、安全な構造であること。」との基準が設けられており、徳島県は審査基準を基に審査の上、「台船(釣り筏)の耐用年数(廃棄又はメンテナンスが必要となるまでの期間)を想定し、塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている台船(釣り筏)設計時の設計計算書が必要であるが申請書に添付されていない」ことを理由の一つとして、平成20年

1 1月12日付け本件申請に対して不許可処分を行った。異議申立人はこれを不服として、異議申立てをなし、徳島県は平成21年1月26日、これを棄却した。

その後、異議申立人は本件水域占用不許可処分の是非について、訴訟（平成〇年（行ウ）第〇号水域占有不許可決定取消請求事件）を提起したが、平成22年8月9日に、原告たる異議申立人の請求を棄却する旨の徳島地裁判決が言い渡された。

同裁判においては、「工作物等を設置する場合、安全な構造であること」との基準を充たしていないと判断したことの是非についても争われたが、判決文において、「本件釣り筏は、遅くとも平成12年5月16日から〇〇港沖に設置されており、その設置方法も係留施設の沖合50メートル付近にアンカーで設置されているという状態であること、本件釣り筏が縦20メートル、横60メートルの鋼鉄製の構造物であることからして、被告が、本件釣り筏の現況における安全性が確認できず、本件釣り筏が周辺海域を漂流し、航行船舶と衝突するなどして、港湾施設や船舶の航行に重大な支障を生じさせるおそれがあるとし、本件釣り筏の安全を確認するため、原告に対し、本件釣り筏の耐用年数や、塗装及び外板の必要な性能を記載した根拠が記入されている設計計算書の提出を求め、原告がこれを提出しなかったことから審査基準に適合していると認めることができないとしたことに社会通念上不合理な点があるとは認められず、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとは評価できない。」との裁判所の判断が示されている。

3 背景、経緯について

（一部省略）

平成17年3月に所有者が異議申立人に移転し、不法占用の状態のまま、平成19年11月に異議申立人より港湾法に基づく水域占用許可申請が提出されたが、平成19年12月に県は不許可処分を行った。

平成20年10月、異議申立人より再度、申請書が提出されたが、県は平成20年11月に不許可処分を行い、これに対して異議申立人から異議申立てがなされ、港湾管理者として平成21年1月、異議申立ての棄却をした。

不許可の理由は、この筏が、公共水域を排他的に占有するだけの公共性を有していないこと、施設の安全性について申請者が証明していないこと、関係者である漁業協同組合の同意をとっていないことの3点であり、申請者に補正を求めたが回答が得られず、異議申立てを棄却した。

4 設計計算書について

(1) 〇〇海峡は非常に潮流が早く、釣り筏が流れ出すと様々な方に迷惑をかけるため、安全性を確認できるものとして、異議申立人に設計計算書を求めた。構造の安全性を証明すべきは申請者本人であると考えている。

(2) 港湾法施行細則第2条に規定されている水域占用許可申請書に添付すべき書類

及び図面は、あくまでも基本的な例示であり、制限列举ではない。添付すべき書類及び図面で安全性が確認できなければ、確認できるものの提出を求める。

設計計算書は、台船（釣り筏）は海に浮かべるため、塗装は何年もつか、外板は毎年どのくらい浸食するのか等台船の耐用年数が分かるものを想定している。

- (3) 異議申立人は、「台船の耐用年数を想定した塗装外板の必要な性能を記載した根拠が記入されている台船設計時の設計計算書」の公開を求めているが、水域占用申請の対象となる工作物の形状、性質は様々であり、申請者から提出された「安全性が確認できるもの」について、個々個別に判断することが必要となることから統一的な基準はない。
- (4) 東部県土整備局鳴門庁舎において、過去にこのような巨大な構造物を建造したり、水域占用を許可した事例もなく、異議申立人が求める公文書は存在しない。国や県が港湾施設を作る際には基準はあり、その類似の案件の基準に当てはめて、安全性を判断していくことはあるが、類似の案件の基準を公開するまでの責務は課せられていない。
- (5) 設計計算書が、一般社会に存在しない書類ということは有り得ないと考える。台船という船を造っている以上、その船を造る過程で有ると考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

- (1) 本件請求の対象となる公文書は、異議申立人が提出した「港湾法第37条第1項の港湾区域内の水域占用許可申請書」について、実施機関が、その追加書類として異議申立人に提出するよう求めた「台船（釣り筏）の耐用年数（廃棄又はメンテナンスが必要となるまでの期間）を想定し、塗装、外板の必要な性能を記載した根拠が記入されている台船（釣り筏）設計時の設計計算書」に関し、異議申立人が東部県土整備局鳴門庁舎が保有しているとする「設計計算書」であると考えられる。
- (2) 実施機関の説明によると、「設計計算書」については、水域占用申請の対象となる工作物について、港湾法施行細則第2条に規定している計画説明書、位置図、平面図、構造図、断面図及び求積図に加えて、技術的に安全性の確認を行う必要がある場合には求めているということである。
- (3) すなわち、台船（釣り筏）が周辺海域を漂流し、航行船舶と衝突するなどして、港湾施設や船舶の航行に重大な支障を生じさせるおそれがあることから、実施機関

が、台船（釣り筏）の安全性を確認するため、耐用年数や、塗装及び外板の必要な性能を記載した根拠が記入されている「設計計算書」の提出を異議申立人に求めたものである。

- (4) 異議申立人は、実施機関が保有しているとする「設計計算書」の公開を求めているが、上記「第4，4」のとおり、水域占用申請の対象となる工作物の形状、性質は様々なものであり、類似の基準は有るが、統一的な基準はなく、申請者から提出された「安全性が確認できるもの」は、個々個別に判断することが必要となること、さらに、過去に提出された事例も無く、本件請求に係る対象公文書が不存在であるという実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められないものである。
- (5) 以上のことから、異議申立人が請求する公文書は、現に実施機関において保有していないことから、条例第7条第2号を適用し、文書不存在により本件処分を行ったことは妥当であると判断するものである。

2 異議申立人のその他の主張について

当審査会は、不服申立事案について条例に基づき適正に情報公開決定処分がなされているかどうかを審査する機関であることから、異議申立人が、本件事案に関連して水域占用許可処分の経緯、見解等について種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 7月13日	諮問
9月 1日	実施機関からの理由説明書を受理
9月27日	異議申立人からの意見書を受理
11月22日	審議（第83回審査会）

12月16日	審議（第84回審査会）
平成23年 1月27日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第85回審査会）
2月28日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第86回審査会）
3月18日	審議（第87回審査会）
4月13日	審議（第88回審査会）